(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

 (都道府県: 福岡県)

本事業の担当部局名 企画情報課

事業	*	<u> </u>	- 結婚新生活支援事業									
区		分	結婚新生活支援									
関連	事業メニ		4_2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)									
個別	引事	業 名	川崎町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での 実施も含む)	継続							
	実施期間		令和6年4月1日	~ 令和7年3月31	事業開始年度	平成	28 年度					
対象経費支出予定額 ※(注)1			6,000,000									
			(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) <u>※全事業共通</u> 「第6次川崎町総合計画策定のためのアンケート」(調査対象:町内在住の20歳以上の方、調査期間:令和元年8月、10 月、調査方法:郵送法、有効回収率:16.4%)によると、50代以下の町民が求める施策として「子どもの教育の充実」が 38.3%、「子育て支援や保育サービスの充実」が30.5%と高い水準を占めており、結婚・子育てに関する支援への要望 の高さが伺える。									
対策の	本における分 の全体像及 の本個別事 置付け ※(注)2	びその	(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> <u>※全事業共通</u> 川崎町においては、県とも連携しつつ、「雇用の創出」や「定住促進と交流人口の拡大」、「結婚・出産・子育て」、「安全・安心の快適な暮らし」の分野における取組を重点的に進める「第2次川崎町総合戦略」を令和元年度に策定し、計画的な取組を進めているところである。 <本個別事業の位置付け> 令和元年度に策定した第2次川崎町総合戦略においては、本町の若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりを基本的な目標とし「魅力ある教育環境の構築」と「若い世代における生活支援の強化」を基本戦略としている。また、施策の内容として①結婚に向けた環境整備②子育て環境の整備の取り組みを行うこととしている。本事業については上記取り組みの①に位置づけられる。									
	1. 概要【補助対象	要件】										
	・所得要件	V	夫婦の合計所得が 500万円未満	自治体独自 基準の場合								
	・年齢要件	V	夫婦ともに婚姻日における年齢 が39歳以下の世帯	自治体独自 基準の場合								
	【補助上限額】											
個別事業の内容	29歳以下 の場合	V	各費用に係る合計が60万円	自治体独自 基準の場合								
	39歳以下 の場合	V	各費用に係る合計が30万円	自治体独自 基準の場合								
	【対象費目】	1										
	✓	家賃	□ 住宅購入費用	リフォーム費用	✓	引越費	用					
※(注)3	【継続補助】 継続補助 【その他独	甫助規定の有無 <mark>有</mark>										

2. 申請見込											
①新規世帯見込		10		世帯	÷	②継続	世帯見込		3	世帯	
上記の	うちと	もに29歳以下	7		世帯		Į.				
		その他	3	T t	世帯						
【世帯数積算根拠】											
新規申請については	よ、所得	要件緩和により申	請増となっ	た令和	15年度	の問い	合わせ件数	(参考)			
(7件・12月時点)及1め、10世帯と見込む		牛数(2件・12月時	点)を考慮し	.、同等	の申請	が予想	されるた		5年度申請状況】 1請世帯数見込 1 ~12月(実績) 1月~3月(見込)	実施中 0 世帯 2 世帯 8 世帯)
【金額積算根拠】											
<上限額>							<積算>				
(29歳以下)	7 世	世帯 × 600,00	00 円 =	4,2	200,000	円	左記上限	額のとお	IJ		
(その他)	3 ±	世帯 × 300,00	00 円 =	9	00,000	円					
		(継続	補助)	9	00,000	円					
3. 広報の実施予定	?										
婚姻届提出窓口に		設置。婚姻届を提 Pに情報を掲載、 え							た。広報紙「広報か 」に掲載を行う。	わさき」(年5回)	と町
			KPI項	[目				単位	目標値	現状値	
少子化対策全体の重要	川崎町	総合戦略におい	て掲げる数値	直目標	のうち、	合計特	殊出生率1.5	%	1. 8		1. 57
業績評価指標(KPI)及び											
定量的成果目標 ※(注)4											
※全事業共通											
			項目	=				単位	直近の実績		
参考指標	合計特	合計特殊出生率					—	1.57			
※(注)5	婚姻件							件	54		
<u>※全事業共通</u>	婚姻率							- 11	3. 65		
	7174	<u> </u>	KPI項	in				単位	目標値	現状値	
	事業内容							丰位	口1示[[
	事業内容 番号	F		項目							
	(アウトプット)										
個別事業の重要業績評	1	1 支給世帯実績/支給見込世帯数の割合					%	100		100	
価指標(KPI)及び定量的		(アウトカム)									
成果目標 ※(注)6		結婚新生活支持				1-1-1+1	ス「★車業				
	1	の認知度」	東井 トラソ	101-) — I	1-651)	の一个学术	%	100		100
	'		v + ** / − 88 - 1	L 7 \		1 — des 1 le 1	7 F1:L1-1:1-	70	100		100
	2	結婚新生活支援 応援されている				におけん	り地場に	%	100		100
		一心などれている	こ述した臣事	アレノロリ				%0	100		100
他自治体との連携・役割 分担の考え方及び具体 的方法 **(注)7	THE STATE CELLS OF THE CENTER OF THE CHARGE STATE OF THE CHARGE ST										
民間事業者との連携・ 役割分担の考え方及び 具体的方法 ※(注)8		産業者や引越業者 会や商工会議所等							象世帯に情報を提係 う。	共する。	
(11)											

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等) を添付すること。
- 2. 自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①~③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不
- ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
- ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ) 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
- ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記 載不要)
- ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成 果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載 すること
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入するこ ےے